

2022年6月27日
東彩ガス株式会社

都市ガス原料費調整制度の一部変更について
【都市ガス（越谷・春日部地区）】

日頃は当社ガスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
このたび、下記のとおり都市ガス原料費調整制度の一部を変更いたします。なにとぞご理解いただきますようお願いいたします。

記

変更内容 原料費調整制度*1にもとづく3ヶ月の平均原料価格の上限を114,420円としておりましたが、原料価格の変動をより適正に反映させるため上限値を撤廃いたします。なお、8月時点では上限値に達していません。

対象地区 都市ガス（越谷・春日部地区）*2

変更日 2022年8月1日

以上

<注釈>

*1「原料費調整制度」とは、基準となる原料価格（基準平均原料価格：71,510円/t）と、財務省貿易統計にもとづく3ヶ月の平均原料価格を比較し、その変動分（原料価格変動額）について、あらかじめ定められた算定方法により毎月のガス料金単価を調整（調整単位料金）する制度です。

	基準平均原料価格 71,510円/t 財務省貿易統計の3ヶ月平均原料価格が基準平均原料価格を	
	下回る場合 (ガス料金単価はマイナスに調整)	上回る場合 (ガス料金単価はプラスに調整)
変更前	下限値なし	上限値 114,420円/t
変更後	下限値なし	上限値なし

最新の原料価格および調整単位料金は[こちら](#)

*2「都市ガス（越谷・春日部地区）」とは、下記の市区町です。

埼玉県越谷市、春日部市、さいたま市岩槻区、吉川市、蓮田市、三郷市、草加市、久喜市（旧栗橋町）、加須市（旧大利根町）、宮代町、松伏町、杉戸町、茨城県五霞町